

精華町森林管理保全指針第 1 回検討委員会
会 議 録 要 旨

精華町 事業部 産業振興課

○日時・場所

令和 2 年 9 月 4 日（金） 午前 9 時 0 0 分から午前 1 1 時 5 0 分まで
精華町役場 3 階 3 0 1 会議室（オンライン開催）

○会議概要

1. 開会あいさつ（精華町事業部産業振興課 八田課長補佐）

平成 3 1 年 4 月から森林経営管理法が施行され、新たな森林管理システムが開始されたが、精華町は民有人工林が約 6.5ha しかなく、林業経営に適しておらずシステム運用が困難な状況である。そこで、精華町の基本理念の一つである「緑豊かな調和のとれた町づくり」を目指して適切な森林管理、保全を進めるため、京都府立大学地域貢献型特別研究、通称 ACTR の協力を得て、精華町森林ゾーニング案を取りまとめていただいた。

本検討委員会は、精華町の町づくりにあった、森林管理保全指針の策定を行う事を目的としている。

2. 検討委員紹介

委員・オブザーバー：別紙資料「委員名簿」の通り

事務局：精華町 産業振興課 課長補佐 八田 貴史

主事 松本 寛

林政アドバイザー 上村 邦雄

京都府森林組合連合会 坂口 雅夫

山口 正章

3. 配布資料確認

事前配布資料を確認。

4. 座長選任

京都府立大学大学院生命環境科学研究科教授 長島 啓子氏を事務局より座長に推薦し、各委員より了承。長島氏を座長として以降の議事を運営することに決定。

5. 精華町森林ゾーニング(案)

精華町森林ゾーニング(案)について説明し、これを指針策定の基礎として提案。

(1) 事務局「精華町森林ゾーニング策定に関わる経過」

精華町全体の土地面積は、2,586ha のうち森林面積は 646.73ha。そのうち私有林と公

有林を合わせた私有林面積が 320.68ha であり、この私有林が森林ゾーニング、森林管理保全指針を策定する対象の森林となる。そのなかで、スギ、ヒノキの人工林面積は 6.50ha となっている。

精華町の森林はマツ枯れ、ナラ枯れが発生しているが現在は落ち着いているものの、枯れる木は枯れたままで荒廃している。また竹林が無秩序な拡大をして放置されたままである。その森林に隣接する農地にイノシシの被害が多発しているが、イノシシの生息域は森林であるので、荒廃し、放置されているところが、被害に繋がっている。

近年気候変動に伴う台風の強大化、集中豪雨の多発で山地災害が懸念される。このような、森林の現状をどのようにしていくのか、里山管理の必要性と、森林環境譲与税の導入によって精華町ができる事等、府大 ACTR の研究の背景として平成 30 年度から行ってもらっている。

ACTR 事業の報告書となっている「行政データでみる精華町の森の姿」では、1997 年から 2008 年までの土地利用の変化から森林簿上、広葉樹となっている所はほとんど竹林が侵入していることが報告されている。

報告書の中の土砂災害警戒区域は町の防災マップから引用された。

報告書には各種団体、神社、精華町危機管理室等から聞き取り調査の結果が掲載されており、今後里山、竹林整備を進める上で、森林のゾーニングをする必要があるのではないかということが、提言され、令和元年度の ACTR 事業で森林ゾーニング案の検討が行われた。

精華町としては令和元年度に 6.5ha の人工林の林況を調べ、ほとんどが広葉樹、竹林が侵入していることが判明した。スギ・ヒノキが何とか生育している 10 箇所について今年度に人工林詳細調査を実施した。

(2)長島座長「森林ゾーニング(案)の説明」

ゾーニングは、コンセプトとして①里山整備、②ナラ枯れ跡地の里山再生、③生物多様性維持の観点から里山、里地、④ため池親水の里山水辺、⑤災害警戒地域の里山減災ゾーン、⑥獣害対策の里山共生、⑦景観保全と文化をキーワードとした形での提案が行われた。これを基に令和元年度はどのようにゾーニングするかで課題に取り組んだ。

まず、精華町の豊かな自然に着目し、生物多様性の把握に努めた。湿地での調査で他の都道府県等で絶滅が危惧されている植物を数多く確認。また、どこに、どのような森林があるかを航空写真によって確認し、林相区分図を作成。森林管理を行う上でまず危ない場所、里山減災ゾーンを国土交通省の土砂災害警戒区域を基に、森林が重なっている区域を重点的に「里山減災ゾーン」として抽出。あとは「里山文化景観ゾーン」、「里山水辺ゾーン」、「里山再生ゾーン」と大きく分類。「里山文化景観ゾーン」はふるさと案内人のルートを抽出し、現在ある 7 ルートに 20m の幅を持たせて管理するよう提案。「里山水辺ゾーン」は土砂災害警戒区域と重なる、あるいは近いため池を除いて、抽出した。

「里山再生ゾーン」は人工林、広葉樹林、竹林の区域を抽出しているが、同ゾーンはさらに「体験学習の森」、「住民活動ゾーン」、「獣害対策区域」とすることを提案。「体験学習の森」は各小学校区に1箇所、モデル地区を設けることを提案。「住民活動ゾーン」は〔嶽山プロジェクト〕、〔せいか里山の会〕など既に活動されている区域を抽出。「獣害対策区域」は既にイノシシ防護柵が設置されている区域を図で示している。

(3) 精華町森林ゾーニング(案)質疑応答

【1】大下委員

「里山減災ゾーン」の選定で林野庁所管の山地災害危険地区の取扱いがどのようになっているのか。

(長島座長)

精華町の災害警戒区域のGISで選定。林野庁の山地災害危険地区は追加的に確認する必要があり、必要に応じて載せた方がいいかもしれない。

【2】田中委員

土砂災害警戒区域や林野庁の山地災害危険地区など諸制度あるが、防災、減災の線引きは町役場としての基本的な方針とすり合わせし、一貫性を持たせる必要がある。

(事務局)

土砂災害警戒区域と林地の危険個所をどの程度の情報として認識しているのか、防災部局に聞いて検討する。

【3】小島委員

「里山文化景観ゾーン」に、神社林、鎮守の森など文化的、歴史的ゾーンは含まれているのか。

(長島座長)

武内神社と連携したルート、加えて生物多様性の面から口谷湿地のルートも加え、「ふるさと案内人」のルートをメインに置いて、社寺林の保全を図る。

【4】総括

(長島座長)

総括として「里山減災ゾーン」について、事務局の方で精査して頂き、山地災害危険地区の情報を入れる必要があれば、追加して入れていく、という対応で、よろしいか。

(各委員より了解) ありがとうございます。本日提案した「森林ゾーニング」を今後の基本とする。この後の議題は、各ゾーンについて、方針を決めていくことになる。

では、「森林ゾーニング」は提案どおりで、ご了解頂けたか。(各委員了解)
「森林ゾーニング」の議題はこれで終了する。

6. (仮称) 精華町森林管理保全指針策定における背景

(1) 事務局より説明

政府は森林林業基本計画を策定し、それに基づいて農林水産大臣が全国森林計画を樹立。そして知事が地域森林計画を樹立。精華町を含む地域は淀川上流地域森林計画が樹立されており、精華町は精華町森林整備計画を策定している。そして、各森林所有者が森林経営計画を立てるが、精華町では林業経営できる森林はほとんど無いので、森林経営計画は立てられていない。森林管理保全指針はこれらの森林計画制度から逸脱することはできない。

淀川上流森林計画書、精華町森林整備計画書には森林の有する機能や望ましい森林の姿が唱われており、それに基づいて精華町第5次総合計画、そして精華町防災マップが作られている。防災マップの中で土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域が記されており、その区域が里山減災ゾーンとなっている。

里山減災ゾーンには住民活動されている嶽山プロジェクトの区域も入っている。

次に保健・レクリエーション機能、文化機能は森林ゾーニングで言うと、里山文化景観ゾーンに入っているので、けいはんな記念公園、ふるさと案内人のルートが含まれている。そして、水源かん養機能、生物多様性機能、保健レクリエーション機能は森林ゾーニングで言うと、里山水辺ゾーンとなるが、実際に子供たちの教育の場で活用できるかということも含めて指針に入れていく。また、里山再生ゾーンには体験学習の森、住民活動ゾーンが入っており、せいか里山の会、ふるさと案内人が活動されている箇所が含まれている。そして、獣害対策区域については、シカの日撃情報などがあるので、これからも情報収集する必要があると考えている。

(2) 長島座長

今後、各ゾーンの森林管理保全指針を策定していく上で、精華町森林整備計画と第5次総合計画との整合性について確認戴くと共に、「望ましい森林の姿」は森林管理保全指針を決めて行く上で、ある程度イメージを持って戴く目安になる。これから具体的に検討して行くこととする。

(3) 精華町森林管理保全指針策定における背景 質疑応答

【1】 山口委員

竹林対策、外来種対策など課題解決への取組はどのゾーニングで行われるのか。

(事務局)

森林ゾーニングが整理されている中で、竹林対策や外来種対策はすべてのゾーンに関わってくるものと考えられる。里山再生ゾーンの中にモデル地区を設けて、竹林整備をしていく場所、ナラ枯れ跡地を整備していく場所を取り入れていきたいと考えて

いる。

外来種対策は現在アライグマなどの捕獲を推進しているところであるが、「里山再生ゾーン」の〔獣害対策区域〕の中か、〔住民活動ゾーン〕で行う事になるのか検討することとなる。

【2】田中委員

限られた予算と労力で森林整備を実行するには、町が指針を作り、森林ゾーニングを行い、その中でモデル地区を設けて進めるしかないと考える。モデル地区は各小学校区に一つが良いと考える。実際にモデル地区を選定するためには土地所有の情報を有している行政が中心となって候補を挙げる必要があり、そのためにも指針、ゾーニングが必要となる。

また、精華町にはシカの食害を受けずに残っている貴重な植物が確認され、関西においても、シカの食害を受けていない点で重要な場所といえる。口谷湿地、せいか里山の会の活動地域を拠点として、獣害対策を進めていただきたい。環境教育の場としても重要と考える。

【3】森田委員

嶽山プロジェクトが警戒区域の中で行われている、今後活動に何らかの規制がされるのか、また、嶽山プロジェクトの活動区域は貴重な植物が生育しており、せいか里山の会同様、保健・レクリエーション機能、生物多様性機能の分類で住民活動ゾーンとして位置付けられないか。

(事務局)

実際に活動している区域は、里山減災ゾーンだが、現在の活動に規制をかけることは考えていない。実際里山減災ゾーンで行っている活動をそのまま継承していきたい。

(長島座長)

むしろ、里山減災ゾーンで森林の健全性を保つための森林管理を考える上で、嶽山プロジェクトで行われていることを参考にして指針に入れていくこともできると考えている。また、いろいろなゾーニングがあるが、必ずしも、そのゾーンに、減災なら減災だけの機能だけでなく、いろいろな機能の中で重点的な機能を発揮していく、と理解していただきたい。

【4】小島委員

森林ゾーニングで「里山減災ゾーン」と重なるため池以外のため池近くを選定する際に『安全を図りながら水に親しむ場所として設定』と伝えるべきだと思う。

(事務局)

里山減災ゾーンと重なるため池以外のため池も大変危険。「里山水辺ゾーン」であっても、安全第一である。指針の中に入れていきたい。

(長島座長)

是非とも安全を図りながら、イメージングをして頂けたらと思う。

【5】 清水委員

口谷湿地の里山散策小道は、貴重な動植物が分布している所なので、案内する場合積極的に良いところだと勧めるのが良いのか、限定的に勧めるのが良いのか、アドバイスいただきたい。

(長島座長)

生物多様性豊かなところは、積極的に広報をかけたら良いのか、あるいは、段階的にしたら良いのか、保全の面からどうすれば良いのか。田中委員、何かコメントございますか。

【6】 田中委員

希少植物の保護について、生物多様性を維持するために、広報をどこまで積極的に行うのかは、町民の反応を見ながら行うべきである。情報の出し方は希少種を守るためには慎重に考えるべきと思う。希少種を保護するため京都府立植物園にあるような病院機能みたいなものが府南部にもあればいいと思う。

(長島座長)

今残っている豊かな自然、希少種をどのように守っていくのか、についても指針に含めて、考えていかなければならないと思う。ありがとうございます。

【7】 総括

(長島座長)

今回頂いたご意見を踏まえながら、次回、引き続き森林管理保全指針に具体的にどのような内容を各ゾーンに盛り込んでいくのかを検討していく。事務局は本日頂いた意見を下に、森林管理保全指針の素案作りに入って戴きたい。

7. 検討委員会スケジュール

現地検討会を10月9日（金）で決定。第2回以降もWEB会議方式とし、時期は第2回が10月下旬～11月上旬、第3回が11月下旬～12月上旬、第4回が1月上旬～1月下旬で開催予定として承認。